

第五十一回国会 建設委員會議録 第五号

昭和四十一年二月二十三日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

理事 下平 正一君

理事 逢澤 寛君

小川 平二君

木部 佳昭君

服部 安司君

淡 徹郎君

山本 幸雄君

井谷 正吉君

金丸 徳重君

佐野 憲治君

山中日繁史君

山下 榮二君

理事 小西 義照君

理事 松澤 雄藏君

理事 川村 継義君

理事 稻村左近四郎君

大倉 三郎君

佐藤 孝行君

堀川 恭平君

森山 欽司君

渡辺 栄一君

石田 宥全君

栗原 俊夫君

三木 喜夫君

稻富 稜人君

出席國務大臣

建設 大臣 瀬戸山三男君

建設政務次官 谷垣 專一君

建設事務官 鶴海良一郎君

(大臣官房長)

建設事務官 志村 清一君

(計画局長)

建設事務官 竹内 藤男君

(都市局長)

建設技官 古賀雷四郎君

(河川局長)

建設技官 屋之内山紀夫君

(道路局長)

建設技官 尚 明君

(住宅局長)

建設技官 小場 晴夫君

委員外の出席者

總理府事務官

小西 是夫君

合開発局参事

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

長 熊本 政晴君

専門員

住吉 君彦君

二月二十三日

委員石田宥全君辞任につき、その補欠として栗原俊夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員栗原俊夫君辞任につき、その補欠として石田宥全君が議長の指名で委員に選任された。

同日

ます。特に新しい河川法では、河川区域の認定によつて私権を排除された土地が国有になる、こういうような問題があり、一方ではこれが時を同じうして国土調査法の調査というものがかなり広

く実施されて、登記面では公図の上で白地図地帯ができるというようなことが相重なって、河川付近の現場ではいろいろと混乱が起つてお

る。こういうことにかんがみまして、この際特に当局を追及するとか何とかいう意味ではなくて、ひとつ事態をはつきりまして、第一線の行政の執

行、またこれに関連する地域の人たちの理解のある、安心した協力ができるような態勢をつくりたい、こういう気持ちでこれから質問を進めようと思

います。

まず第一にお尋ねするわけですが、俗に川について河川敷、河川敷ということがいわれて

おります。この俗に言つておる河川敷とは河川法上どういふものであるか、これをひとつ明らかに

していただきたい。

○古賀政府委員 河川敷と称するのは、流水の流れるところ並びにその流水を制御し、あるいは

いろいろなところで停滞せしめるとか、いろいろな作用をさせるために堤防とかいふようなものを築

きますが、そういう堤防あるいは流水敷を含めま

して河川敷と称しております。

○栗原委員 まことにわかつたようでありますけれども、どうももう一つわからぬ。結局河川を管

理するために施設されておる堤防の敷も河川敷である、こういうことではありませんか。

○古賀政府委員 さうであります。

○栗原委員 もっと法律的にいえば、河川区域の地域、こういうものが河川敷なんですか。

○古賀政府委員 河川区域の問題ですが、これは「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土

地」そういったものが第一号にありまして、それから第二号に、「河川管理施設の敷地である土地」、それから第三号に「堤外の土地」ということ

で、第一号、一番最初に申し上げました区域と一体になって管理を行なう必要があるもの、そういったものを河川区域といつておられます。その区域上の土地を河川敷と称しております。

○栗原委員 つまり私が質問したのは、河川区域の土地はすなわち河川敷だ、これでもいいのですか。

○古賀政府委員 そうであります。

○栗原委員 そうすると、河川区域の認定のない川がかりにあったとすれば、そこには河川敷というものはないのであつたか。

○古賀政府委員 河川区域の認定が行なわれるという条件もありますが、河川は通常さういふぐあいで自然に流路を形成してありますし、通常常識的に考えられる第一号に掲げてあります「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地」というものは、通常河川区域に認定しなくても河川区域と称せられるものだと思います。ただ認定事務が必要かどうかということとは別問題だというふうに解釈しております。

○栗原委員 それでは次に法務省にお尋ねしますが、河川敷なるものは土地である。土地である限り、河川敷は登記上どういふぐあいに取り扱つて

おりますか。私の常識では、少なくとも土地には地番があり地籍がある、こう考へるのですが、河川敷なるものは、すべてこれは登記上、登記にの

ぼり、また公図上は公図に載せられておる、こう思ふのですが、これはどうなつておりますか。

○住吉説明員 お答えいたします。

旧河川法時代の登記法上の規定は、登記法上、いわゆる国有地と申しますか、公有地と申します

か、これにつきましては、原則として登記をする

地」そういったものが第一号にありまして、それから第二号に、「河川管理施設の敷地である土地」、それから第三号に「堤外の土地」ということ

で、第一号、一番最初に申し上げました区域と一体になって管理を行なう必要があるもの、そういったものを河川区域といつておられます。その区域上の土地を河川敷と称しております。

○栗原委員 つまり私が質問したのは、河川区域の土地はすなわち河川敷だ、これでもいいのですか。

○古賀政府委員 そうであります。

○栗原委員 そうすると、河川区域の認定のない川がかりにあったとすれば、そこには河川敷というものはないのであつたか。

○古賀政府委員 河川区域の認定が行なわれるという条件もありますが、河川は通常さういふぐあいで自然に流路を形成してありますし、通常常識的に考えられる第一号に掲げてあります「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地」というものは、通常河川区域に認定しなくても河川区域と称せられるものだと思います。ただ認定事務が必要かどうかということとは別問題だというふうに解釈しております。

○栗原委員 それでは次に法務省にお尋ねしますが、河川敷なるものは土地である。土地である限り、河川敷は登記上どういふぐあいに取り扱つて

おりますか。私の常識では、少なくとも土地には地番があり地籍がある、こう考へるのですが、河川敷なるものは、すべてこれは登記上、登記にの

ぼり、また公図上は公図に載せられておる、こう思ふのですが、これはどうなつておりますか。

○住吉説明員 お答えいたします。

旧河川法時代の登記法上の規定は、登記法上、いわゆる国有地と申しますか、公有地と申します

か、これにつきましては、原則として登記をする

ことをいたしません。したがって、旧河川法当時の不動産登記法の規定は、先生のおっしゃる河川敷、河川区域に認定されずと、河川管理者からその旨の登記の嘱托がございませぬ。そういたしますと、この該当土地の登記簿を閉鎖する、すなわち登記簿からそれを除きまして別とじにいたしまして、それは生きていない登記だ、こういう扱いにいたしております。それからたとえば民有地が河川敷になった、こういうことになりまして、やはりその旨の登記の嘱托がございませぬ、もちろんいまま言いますような規定になっておりますので、そこに新たに地番をふってこれを閉鎖してしまおうというようなことはいたしてございませぬ。

○栗原委員 どうも答弁に立つのに、何かあらかじめこう聞いてくるだろうという予見を入れて答弁しているようですが、そういうことを聞いているんじゃないのです。いろいろと固有財産の審議会の審議の経過等を見ても、同じ固有地でも河川敷になった場合には、ちゃんと所管がえというような手続までとっている。したがって、別に不動産登記法ができたから川が生まれたわけでもなく、河川法ができたから川が生まれたわけでもないのです。初めから川というものがあって、それにまつわって河川法もできてきたのだらうし、また制度上不動産登記法もできてきたのだから、河川敷というものは原始的にあるものだと思うのです。そういう中で、一体河川敷なるものは、登記法ができたときにもそのものはどういう取り扱いを受けたのだ、こういうことを聞いています。だから、日本の国土の中に、登記簿に記載されない、地番も何もついていない土地というのが原則的に存在しておるかどうか、本来的にはすべての土地に地番がつき、それがたまたま河川敷になっていけば河川敷なんだ、こういうぐあいに扱っているのか、その辺はどうなのか、このところを聞いています。

○住吉説明員 先ほど申しましたように、固有地は原則として登記されてあります。したがって、またそこに地番を付するというようなことはいたしてございませぬ。現実には不動産登記は御存じのように、対抗要件でございませぬから、未登記の土地というものもずいぶんございませぬ。それから登記をする必要のない土地、すなわち固有地がその一例でございませぬけれども、これもまた登記はされておりましたので、そういうものについては地番を付してございませぬ。

○栗原委員 そうすると、固有地には本来的に地番は付していないのですか。ほんとうかね。そんなことを言っていて大丈夫かね。固有地に地番がついていないの。それじゃ固有地を民間に払い下げるときに、初めて地番をつけてやるのかね。

○住吉説明員 民有地を国が買収いたします、そういう場合にはもともと民有地に地番がございませぬから、そういうものは地番としてあるいは残すから、そういうことは言えます。それから無着地の固有地の地番の付されていない土地を民間に払い下げるといいますか、処分いたします、そういう場合には、登記所で地番を付します。

○栗原委員 そうすると、固有地を固有地だと主張するとき、それはどうやって主張するの。

○住吉説明員 もし問題の土地が固有地であるかどうかということについては争いがございませぬ、すなわち、民間人がその土地は自分のもの、一方、国のほうで、いやそれは固有地だということと争いになるといたしますならば、これは公権的に確定する方法としては、訴訟による以外には方法はございませぬ。

○栗原委員 これはいま前院の決算委員会でも固有財産の問題が非常にうるさくなってきたときに、どうも何か固有地の保全の方法としておかしいように思うの。いま言う一方で、民有地が国に侵されておるときには、民有地の権利に基づいておれば侵されておると主張する。しかし固有地のほうからは、民間から侵された場合にそれでは主張していく根拠がないように思うのだけれども、これはどうなんだ。固有地がその他から侵された場合に、固有地が侵されておると言ってお

発する出発点の根拠がないように思うのだけれども、そこはどうなんだ。

○住吉説明員 土地の所有権につきましては、国民間人も、やはり一つの権利主体としては対等の立場に法律的には立つわけでございませぬ。したがって、もし国のほうでその土地は固有地であるということを主張し、またそのことを一般に確定するにはやはり国自身が訴訟の当事者となつて、それを裁判上はつきりさせるという以外に方法はないだろうと思つて、それから固有地の管理といふこと、その面からその主張をするといふことの御質問であるとすれば、それだけでもってそれが固有地であるということ、すなわち所有権といふ実体的な権利は固有地にあるのだということとは一方的な主張にとどまる、こういうふうには思つておられます。

○栗原委員 いまあなたの説明しているのは、一般固有財産としての土地に關しての説明なんです。それとも河川に關連しての固有地としての問題についての説明なんですか。

○住吉説明員 私が御説明申し上げましたのは、別に固有財産あるいは河川区域あるいは河川敷としてのことではございませぬ、土地の所有権、それが固有地であるか民間にあるかということを確認する方法としては、これは民法及び民事訴訟法の規定によりまして訴訟によって確定する以外に方法はないという趣旨のことを申し上げたわけでございます。

○栗原委員 いま少しはつきりしておると思つて、つまらぬことでこれはわき道にそれてしまつて時間を食つておられるわけですが、お話を聞いてみると、固有財産に対する対抗要件としての登記の關係といふものがきわめてどうも甘いといふか、弱いといふか、俗なことばで言えはなつていないといふような状況のような気がするのです、これはあらためて場をかえて決算委員会の固有財産の問題のところでもつちり掘り下げさせていただくといたしたいと思つておられます。

特に固有財産としての土地が問題になっておるときに、昨年四月一日に初めて法律によって固有にするという明文でうたわれて、旧河川法によって私権を排除された民有地、これがスタートからはつきりしていないようなことでは、あとの維持管理ができるはずはない。したがって、昨年の四月一日から固有になった、旧河川法の河川区域認定によって私権を排除した区域ほどのくらいあるか。そしてその面積はどのくらいあるか。実は下打ち合わせをしようと、いま完全に掌握し切つていないようでありませぬけれども、もしお答えができれば答えていただきたい。

○古賀政府委員 旧河川法によりまして私権が抹消した地域、その調査につきましては、部分的には若干わかつておられるところもありませんが、完全に掌握してございませぬので、これも新河川法の施行と同時に固有地の關連において非常に重大な問題でございませぬので、早急に把握したいというふうな考えておられます。

○栗原委員 これは事情は一応わからぬのではありませんけれども、かりにも一つの行政行為によつて所有権を奪つた土地、こういう土地がはつきりと固有になるといふことが法文で明定されて、一月、二月、三月でそれは無理だろうが、すでに一年になんなんとしておられるわけですが、そういうものがいまだにわからぬというのは、これは一体どういふことなんですか。その辺の路上に落つておられるものがどうなつた、こうなつたというものは違ふのですよ。登記上の保護を受けた所有権の中心をなす不動産である土地の問題です。だから、これもそれを一行政行為で奪つておきながら、これがあらためて固有になつたという隣間に、それはこれですと出せぬような、そんなさまじやしようがないじゃないですか。どうなつておるのですか。

○古賀政府委員 その点につきましては、まことに残念でございませぬけれども、明瞭にお答えできないわけではございませぬ。ただ河川の場合に非常に困りますことは、従来から河川区域を認定しまし

てくいを立てていたわけでございますが、それが洪水等によって流失をする等いろいろの問題があらまして、その辺の境界の指定の問題がなかなか打ち合わせできない、あるいは民地との境界の問題もなかなかむずかしい、そういう問題もございまして、現実において解決がなかなか困難な点がございまして、その点もございまして、おくれおとるというような状況であります。しかしながらこれは早急に煮詰めるべき問題でございまして、われわれとしまして河川台帳の作製を早急に急ぎまして、きょうの問題を解決していきたい、かように考えております。

○栗原委員 苦しい答弁をしておるのですけれども、それはまるで逆なんです。現地において、現地の区域がよくわからないということは、私も十分理解できるのだ。しかし少なくとも行政行為によって相手の所有権を排除したその瞬間にはちゃんと台帳ができていなければならぬし、したがって現地において区域がなかなかはっきりさせられなくても、少なくとも事務の手続上、書類上では何番地は私権を排除し、その面積は幾らであるということの集計によって、個所は幾方所、その面積は幾ら——ただ現地では、その境界がなかなか具体的にはつきりすることがむずかしいという段階でなくちやならぬはずなんだ。これは一体どうなんですか。

○古賀政府委員 これも非常に言いわけがましくたいへん恐縮でございますけれども、現在、河川におきまして台帳が非常に整備ができていないという点もございまして、それでできないという点もございまして、それからまた先ほどありましたように、現地で境界の設定が非常にむずかしいという問題もございまして、台帳につきましてもその整備を、先ほど申し上げましたように、できるだけ急いでいくことをわれわれとしましては考えておるわけでございます。現地も並行してその問題を解決していくように努力したい、かように考えております。

○栗原委員 私はいまのような答弁の中から非常に疑問を持つのです。台帳も整っていない、現地もここだということが言えない。そういうことでも今後どうやって国有はここなんだということを出していけますか。台帳も整っていない、文書上にも明らかになっていない、現地でも明らかになっていない。どちらかがはつきりしていればいいです。具体的に現地でどこからどこまでは私権を排除した。したがって昭和四十年四月一日から国有になったのはここだということをはつきりしておれば、それに基づいて、これから書面上整理はしていける。ところが書面上でも明らかでない、現地でも明らかでない。どこから明らかにするのか。大体そういうくぐらな行政行為というものは効力もないのだ、どっちもわからぬようなものは、どうなんですか。

○古賀政府委員 そういう確認の問題でございまして、河川台帳等の不備の点もございまして、不動産登記法とかあるいは公図等によりまして国の所有であるかどうかということを確認して、できるだけ行なっていくというふうに考えております。

○栗原委員 いや、それは何によって確認するのか。出てきたものは行政行為であるところの憲法その他公法告示行為、これによってきまってきたはずなんです。それによってきまってきたはずのものから展開される権威のある関係書類でどうにもわからぬのでしよう。それがわかかっておれば計算が出るはずなんです。したがって、行政行為を行なった当時の所有権を排除した相手方の持つておった地番もわからなければ地域もわからぬ。何もわからない。いうなれば、くいを打ったりいろいろなことをした。そのくいは流れちゃった。しかも流れちゃったくいが、学問的に建設省のある学者の書いた本などを私もずいぶん読んでみましたが、それはくいで打つ方法もある。しかしこれは流れるから、何回流れても再現できるような規定をしておかなければだめだ。こういうことをはつきりたっているのです。それはもよりの災害があつても不動の地点である。いうなれば、三角点から一番くいを規定していく。どの角度の何メートルの上が一番くいを打つ。二番くいは、そのくいから何度の角度に振って何メートルに打つ。これなら流れてもどうなつても現地では何回も同じことが再現できるわけですよ。そういうこともできない。一方には、何番地が河川敷になつたのだというそういう明示もない。これからどうやっていきますか。

○古賀政府委員 先ほど、河川区域に認定したために私権が抹消された地点につきましては、河川区域を認定した図面はあるわけですよ。だから、その認定の図面に基づきまして、現地にどう落としていくかということ、今後の問題になるかと思ひますけれども、非常に集計がそういう点でむずかしいということをお申し上げておるわけでございます。

○栗原委員 そこで、いろいろと河川局長も苦勞しながら、援助を受けながら答弁しておるのですが、二つに分かれるのですよ。ということは、その認定した図面とか書類がある。これを公告の中で完全に一般に縦覧に供した図面、一般に縦覧に供した書類、こういうことがはつきりたつてある場合と、そういうものが全然うたつていない、ただ、くいを打ちっぱなしで、そのくいを見通した線の中の地域、こういう二つの場面がある。私は、一般に縦覧に供したという、その縦覧に供した根拠があれば、この根拠によっていけると思うのだけれども、全然そういう公告の中に、他に書類があるということは何ら規定していない公告では、これはまるで立つ根拠というものはゼロであると思ひます。しかしこの点は十分ひとつ研究してもらいたい。

有地でないとなつたらこれはどうなるのですか。

○古賀政府委員 砂利採取と土地の所有権は別個なものだとわれわれは考えております。

○栗原委員 それは土地を持つておるから、黙つておいていいとは思ひませんが、河川管理上これは支障がないという許可を得なければ、たとえ所有権を持つておつてもみずからの土地の砂利採取もできない。しかし河川管理上これはとていいからといって、国が他人の土地の砂利をとつていい、銀をとれ、そんなことができますか、どうですか。

○古賀政府委員 河川管理者は、河川管理上支障がないということをおうたうわけでございまして、当然当事者間におきまして、土地の所有権者と協議事項となることと思ひます。

○栗原委員 そういうことになると、ものごとはそれでいいわけなんだけれども、ものははつきりしていればそれでいいんだが、国のものか民地であるかわからないところを総括的に建設省が、これは河川管理上支障はないんだといって業者に許可を与えることは、あとからそこははつきりしてみたらまるで民地だということになる危険を包蔵するでしよう。こういうことをわれわれは再三警告するんだけれども、ぬけぬけとやっている。これは一体どういふことなんですか。

○古賀政府委員 その砂利採取を許可する場合には、河川管理者としましては、これは二級河川時代でございますと知事が管理していたわけでございますが、河川法の施行前の問題もありませんし、したがって、その時代に行なわれた採取許可もありませんから、でございますが、そのような場合には、河川敷であることあるいは民有地でないことを公図とかいろいろな点におきまして確認しまして、それで、そういう所有者との関係のいざこざが生じないようにということをやつてきたわけでございまして、今後ともそういう官民境界を十分明らかにして、そういう民有地のところにつきましては、たとえば所有者の承諾を得るとかそういうことによつて処理していきたい

というふうに考えております。

○栗原委員 それは民地と官地が明らかになっておれば、これはきわめて簡単なんですよ。ところが、明らかでない。特に明らかでない問題を伏在しておるのは、さきも少し触れました、同じ河川区域の認定行為の中で、一般に縦覧する公図とか一般に縦覧するところの地域名簿とか、こういうものを規定していない河川区域の認定によって認定したところを、一方では、行政の関係者は、これはこれで有効なんだからどこかに河川区域の線があるはずだという主張をし、一方では、それは区域の認定はしておるけれども、区域の確定がないから、これは効力がないんだというような主張の中から争いがある。こういうところについては、きわめて危険な問題がやはり伏在する。こういうところは、率直に言って、業者がすでにプラント等を持ち、そして業を行なっているから、全部ストップということは、それはたいへんではありましようけれども、でき得る限り絶対に間違いないという地域で仕事を続けさせて、一日も早くそういう問題は明らかにしていく、こういう方向をやはりとるべきだ、こう私は考えておるわけなんです。

そこで、その点はそういうこととしておいて、次に今度は経済企画庁の方にお伺いするわけですが、それはどういふことかという、地域によって国土調査が行なわれて、その結果、公図上白地帯と図地帯というのがたくさんできました。ところが、河川法の改正と相呼応して、白地帯になったところは本来的にこれは国有地になるんだ、こういう説が行なわれて、なかなかこれらの問題が入り乱れておるわけです。

そこで、国土調査を担当された経済企画庁の前方にお尋ねするのだけれども、あの国土調査を行なうときに、地元の官庁とか区長とかあるいは農業関係の実行組合長とかいろいろ協力して調査を行なったわけですが、このときの説明は、これは実態を調査するのであって決して所有権には関係ないんだ、どのような答えが出ても所有権を

のものには関係ないんだ、こういう説明をしながら調査を進め、そして出た結果は、区画が不明になったというような形の中で白地帯地帯ができた。白地帯地帯で区画もわからないんだから、これはもう所有権はなくなつたなど言われておるんだけれども、ほんとうはどうなんだ。ここで国土調査と所有権の関係について明らかにしていただきたい。

○小西説明員 お答え申し上げます。国土調査につきましては、ただいま先生もおっしゃいましたように、その実態を明らかにするということ、実際の作業をいたしましては、土地登記簿にございます資料をもとに調査をいたしまして、その結果に基づいて実態調査をいたしまして、地図あるいは地籍図をつくったわけでございますが、ただいま申し上げましたように、土地の所有権につきましては、これは土地不動産登記簿を基礎といたしておりますので、所有権が変更するということはないわけでございます。したがって、ただいま白地帯につきましては、土地登記簿にないというものにつきましては、国土調査の対象にいたしておらないわけでございます。

○栗原委員 法務省にお尋ねします。ただいま企画庁のほうで行なつた国土調査に基づいて公図等が白地帯になった部分がある、これを受けて登記関係のほうではどのような取り扱いをしておるか、この点について概略を御説明願いたい。

○住吉説明員 国土調査の結果、地籍図という、現在登記所にございます税務署から引き継ぎましたいわゆる公図、これよりもより精度の高い図面がまいります。したがって私の方ではその地籍図を、今度は従来あります公図と振りかえまして、それによって事務を処理するということになります。

それから、ただいま先生のおっしゃる、白図ができた場合にどうするかということでございますが、白図ができたからといって、たとえば関係土地の地籍を登記所が積極的に何割増して面積をふやすというようなことは登記所としてはできません。

ん。したがって、その白図の土地がだれの土地であるかということ、先ほども申しましたように、実体的に権利を確定していただいて、その上で登記の申請があればそれを受け付ける、こういう扱いになります。

○栗原委員 いま未端の登記所へ行く、公図は白地帯になっておる。登記簿には登記簿を閉鎖して滅失という字を使っておる。この滅失という字がどういふことを意味するのかわかりませんが、区画は確かに滅失している。区画は滅失したから結局白地帯にならざるを得ない、こういうことなんでしょうが、区画滅失とただ単に滅失ということでは、受ける側にとっては非常に重大な感じを与えるのであつて、区画が滅失しておるから、地籍によるところの抄本等は、これは出せないという形で閉鎖になっておるのか、実際そういう所有権の對象としての土地が滅失したという意味の滅失なのか、そんなことがあつてはならぬと思うのですが、この辺の御指導やら、また区画滅失という字を使うべきだが、単に滅失という字を使っておることについての考え方、こういうところをちよつと述べていただきたい。

○住吉説明員 旧河川法下においての滅失と申しますのは、先ほども申しましたように河川管理者から当該土地は河川区域に認定されたという趣旨の登記の囑託がございまして、一般取引の對象になりませんので、それは別といたしまして、閉鎖登記簿に入れる。その原因を俗に滅失と言っております。ところが新河川法の制定に基づきまして、いまおっしゃるように厳密に土地が、たとえばそこが流水地区になって客観的に土地がなくなつたという場合には、厳密にこれを滅失と言っておりまして、旧河川法当時と現行法当時とは登記簿上の取り扱いが違つております。

○栗原委員 ただいまの御説明の中で、客観的に土地が滅失したというのとはどういふことなんでしょうか。たとえば北日本のようにどんだん河底に沈んでしまつて、安宅関が海の半道も奥にあるというふうな、その付近に土地があるというふうなことは

はわれわれは考えませんが、田畑が流れて荒地の形になったのは、これは滅失ではなくて荒れたのだ、こう理解しておるが、この辺はどうなんですか。

○住吉説明員 私、新河川法を受けて、滅失ということとは厳密に客観的に土地が滅失した場合とこう申し上げましたが、それはいわゆる河床になった、そこにたとえば河川が経路を変えまして新たに水が流れてきたというような場合に、それが土地としての利用効果がなくなると、それを厳密な意味で滅失と言っております。したがって、たとえば田畑が荒れて荒地になったという場合は、これは地目の変更でございます滅失ではございません。

○栗原委員 新河川法によれば、たとえ河川区域の認定がなくても、今度は河川区域の指定ですが、指定がなくても、そこに常時水が流れるような状態ならば、そこは当然河川区域である、こういうぐあいには一号の河川区域と云うようなこととなるわけですが、しかし、そのことによつて河川区域——今度の河川法では、水が流れているけれども私権は排除されないのだ、水が流れていても、土地は水の流れる土地だ、なぜならば池をつくつても、池だから土地がないのではなくて、土地の上に池ができてくるのだから、そういう意味からいへば、滅失という概念は私はどうも解せない。滅失すれば対象でなくなるわけですから、やはり対象として所有権はある、あるけれども、そこは水が流れており、積極的に河川区域に指定されなくても、河川区域になるのだ、こう理解しているのですけれども、この辺の法務省の理解はどうなんですか。

○住吉説明員 ちよつとこまかい議論になつて恐縮でございますが、不動産登記法の八十一条ノ八という、新河川法を受けて登記法の一部を改正した条文の第二項に、「河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域ノ土地ガ滅失シタルトキハ河川管理者ハ遲滞ナク滅失ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス」という規定を設けております。こ

こ

ここでいいます滅失は、先ほど申しました、それがいわゆる河床になりまして、たとえばあるときは川が流れ、あるときははかれてそこで耕作も可能である、こういう状態の場合は想定はしておりません。常時そこに流水があるという状態の土地でございます。

○栗原委員 これはひとつ、大臣もせっかく見えただのだから、いまの議論を聞いておつてお答え願いたいのですが、私は河川敷の滅失という概念というものは多くの場合はない、たまたまその河口付近で河口が陥没して、たとえば信濃川の河口がどんどんラップ状になっていき、二度と再び陸地的な姿にならなところ、こういうところは海岸線の陥没と同様に滅失という概念の中に入れても、これは無理ではないと思うのですよ。しかし、河川の中流、上流方面でたまたまその流水が流れているその地を、これは河川の流れる場所になったとして滅失だというのがごときは全然これは間違いである、こう考える。大臣、どうですか。

○瀬戸山国務大臣 法律のこまかいことは承知いたしておりませんが、問題はその所有権関係がどうなるかということじゃないかと思ひます。いま聞いておりました、田畑の姿が、河川の流域の變更によつて田畑等としていわゆる常識的には使用できない、こういう場合を滅失というふうに法律がなつていて、あるいは解釈されておる、こういうふうに聞いたのですが、その際に、御承知のとおりさらに河川を整理して耕地に復旧するのかどうかという問題もあり得ると思ひます。だから、その所有権がどうなるかということにかかつておるのじゃないかと、私はいま聞いたばかりです。から、思ひます。その点をもう少し専門家からお聞き取りをお願いしたいと思います。

○栗原委員 大臣いま来たばかりでよくその成り行きがわかつておらぬと思ひますが、私の常識的に言えば、河川が荒れてそして付近を荒らした場合、たとえば近くは伊豆半島の狩野川のような問題、ああいうふうに荒れた場合には、本来的には土木建設を担当する国の機関である建設省が現状

回復するのが本来の姿だと思つておるのですよ、しかし、いろいろ金もかかり、それもやり切れないという場面も出てくる。本来は現状回復を公共事業としてやるべきものを、金がかかるからできぬといつて一部はやつて一部はやらぬ、やらぬほうはこれは水が流れているのだから、おまえの所有権はないのだぞ、これでは話にならぬと思つておる。だから、本来的には、現状回復をするものは現状回復をして、現状回復のでき得ないものは、それは本来的にはたとえ幾らでも金を払つて国が買収して河川敷に編入すべきものだ、こう思つておる。そしてまた新しい河川法は河川の中流で所有権を排除するという姿はあり得ないはずだと思つておるのですけれども、登記の面から、登記のほうの手続上、滅失という文字がある。滅失はすなわち所有権の対象ではなくなるわけですから、いふ言へば、そこに河川の問題に関連して、所有権がみずから意思に反してでも失われる場面があるようにいま初めて聞いたわけなんですけれども、実際にはそういうことはあり得ないのであつて、みずから放棄をすれば別のこと、それはやはり水が流れておつても、河川区域にはなつても所有権はそのまま存在する。ただ、いろいろ関係もあるから、区域等も不明になる。国土調査法でまたそこをやれば、おそらく白地図になるだろう。そういうことから当然そこは登記簿は閉鎖されて、何らかの新しい事態ができるまではそれは変わつてくる、こういうような姿になるのならば話のわかるのだけれども、どうも川が荒れた。その結果滅失ということが起こり、滅失ということすなわち所有権がなくなるといふことが起こるとは考えられないと思つておるのですけれども、この点、大臣どうですか。

○瀬戸山国務大臣 河川局長からも少し突つ込んだ答えをすべきかと思ひますが、私、実例を申し上げておる。その際にも所有権はなくならない、こう私は思つておる。ただ、先ほど申し上げましたように、いま栗原さんがおっしゃったように、河川の

流域が変更した、そういうことがしばしばあります。それをもとに戻すということは、河川の形状から変更された河川のほうが適当であると思つておる。こういう場合があるかと思ひます。そのうち、もと河川に復旧するにはきつめて膨大な経費がかかる。さらにそれを耕地等に復旧するのにも金がかかる。こういう実例があるわけでありませう。私もそういう実例があつたことがあります。そういう際に、そのままにしておけば事実上なかなか耕地が復旧はできない。そこで、河川の形状を、この際流域を変えたほうがいいという場合には、そこで堤防をつくる。したがつて、堤防敷あるいは河川敷になつてしまふものと耕地地等があるわけでございます。ただ、その際、所有権はなくならないと私は思つておる。問題は、その河川敷あるいは堤防敷にするものといわゆる耕地等であつたところを、それは河川敷として国有地にすべきかどうか。私は国有地にすべきだと思つておる。ただ、問題は河川敷に国有地として買上げと申しますか、対価をどのくらいに算定するかという際に、実例としては非常に問題になる。なぜかという点、現に耕地でない、自然の力によつてそつたわけでありませうけれども、耕地でないから、耕地としての、農耕地としての買上げをする、対価を払うわけにいかないという問題があります。どのくらいに値段をきめるかは別として、所有権がそれとなくなつてしまふという問題は私にはちよつと考えられない。そういう実例がありまして、耕地としての対価を払うないけれども、しかし河川敷として有効であるから、それ相応の対価を払うという処置をした実例はございます。ただ、そういう際に、これは理論とはちよつと別でありますけれども、もと河川を耕地整理をして、そういういわゆる滅失したものに代替地を与えて、そして新しい河川敷になつたところは安い補償である、こういう実例があります。私は取り扱ひとしてはそれが適当である。登記の問題とは別であります。登記処理

とは別であります。○栗原委員 大臣の説明でますます納得をいたしました。次に、ちよつとこれはやはり河川局長のほうへお尋ねするわけなんです、河川で支川、派川というふうな姿になつておつて、支川、派川の認定は受けておるけれども、河川区域の認定が随伴していないというふうなものがありますか、ございませぬか。この辺どうですか。

○古賀政府委員 支川、派川で、旧法時代は区域認定を行つていないところがあつたかもしれませぬが、新法では六条の一号と二号ですね、これにつまましては認定必要ないので、認定しなくても当然河川区域はきまつてくるだろうというふうな考えです。

○栗原委員 なぜ私がこういうことを聞くかという点、かなり大きい支川、派川の中で、いわゆる河川区域なるものが、今度の新河川法では付近地が保全地になり、河川区域もおのずから一号ではきまる、こういうことになるわけなんですけれども、いわゆる砂利採取の問題と関連してくるわけなんです。そこで先ほど法務省のほうから言つた、本来的な河川敷については登記上主張する根拠は登記簿には載つていない、こうおっしゃつておるのだけれども、そういうところで、一方では民地がすつと追つておる。そこで現在では河川状況になつておつて砂利採取が行なわれておる。従来県が管理しておつて、そこをわがもの顔に砂利採取の許可を与えておつておる。ところが新河川法ができたので国有地になる、ならぬかということから、河川敷に対する所有権の権利意識というものがぐつと逆に今度は出てきておるわけなんです。あれはおれのものだ、こういうことの中から、じや、どこが境だというふうなことが非常にいろいろ問題になるわけなんです。河川区域の認定がしてあると、河川区域の認定の中で、旧民地は国有地になると、河川区域の認定が起つてくるわけですが、河川区域の認定のしていない河川になると、そういうことがないでしよう。国が買上げるとか何とかに

と別であります。○栗原委員 大臣の説明でますます納得をいたしました。次に、ちよつとこれはやはり河川局長のほうへお尋ねするわけなんです、河川で支川、派川というふうな姿になつておつて、支川、派川の認定は受けておるけれども、河川区域の認定が随伴していないというふうなものがありますか、ございませぬか。この辺どうですか。

○古賀政府委員 支川、派川で、旧法時代は区域認定を行つていないところがあつたかもしれませぬが、新法では六条の一号と二号ですね、これにつまましては認定必要ないので、認定しなくても当然河川区域はきまつてくるだろうというふうな考えです。

よって国有地になったというところは、これは國のものだ、しかしその他は全部民有地だ、こういう形の中で、これは実際問題としてはなかなか容易ならぬ問題が現に起こっているのです。それは中央におれば、書類だけながめておれば事が済むわけけれども、第一線の者はなかなかそうはいかない。第一線の役人は、ほんとうによわってしまつて、サンドイッチ式に縮め木にかけられているような目にあうわけです。いままでも既存の業者にプラントをつくらしてやっておる。大体ここを掘ろうと思つて待つておつた、ところが新しい所有権を次から次へと買ひ上げて、そうしてここはおれたちのものだ、こういう形が出てくる。一体こういう問題をどうするか。これは実際問題としてなかなか容易ならぬ問題なんです。こういう点をどう処理なさつていこうとするか。これは河川行政上、非常に大きな問題になってくると思うので、基本的な態度というか、姿勢というか、方向というか、そういうものをひとつ明らかにしていただきたい。

○古賀政府委員 従来からの旧河川法時代の例の河川法第二条の土地と申しますか、河川区域を認定されたために私権を排除された、これにつきましては当然新河川法によって国有地になるわけでございます。これは新河川法に基づく砂利採取の許可全般と同じように処理していきたいというふうに考えております。したがつて、私権が排除された土地であっても、ほかの官有地と同じように処理したいと思つております。砂利採取の問題の全般的な計画を立てる必要があるというふうに考えます。さらに個所個所によりましては砂利採取の採取の準則が必要であらうというふうに考えます。したがつて、そういうものを逐次整備していきまして砂利採取の円滑な指導に当たりたいというふうに考えます。

○栗原委員 それかやはり、いま河川局長が言うけれども、川のかっこうになつておるところはおれたちの権利なんだというように潜在意識に基づ

いた発言なんだな。そこへはつきりと所有権というものがぐつと出てきた場合のその私権との関係をどう調整するかという問題なんだ。これはなかなか問題で、国有で一切の権限を建設者が持つてゐるものについては、これは問題ないことは明らかなんだけれども、ここに私権ががんとがんとはつてゐるものを、河川管理ということだけで金をとつて金もうけをする者に許せるかどうか。これを取り除くことが河川管理上必要だということだけでは公共のために河川管理上行なうなら、これは話はわかるけれども、金もうけの業者者に利権として分かち与えることと私権とは、これはがっちりどぶち当たるわけなんだ。このところをどうするかという問題なんだ。これはなかなか一べんには言い切れぬだらうけれども、基本的な方向、そういうことをひとつこれは指導するよりほかしようがないと思うのですよ。所有権なんですから、こうせいでという命令はできぬと思うのですよ。その点をひとつ……。

○古賀政府委員 最近、河川の敷地で私権のあるところにつきまして、砂利採取を行つてゐるところは多々あるわけです。したがつて、おつしやられましたようないろいろな問題が生じております。ただ、こういう砂利採取を、河川管理上支障がなければ採取を許可していいと思つてゐますが、河川管理上支障がある場合にはこれは河川法の適用をしまして、取り締まつていきたいと思つてゐます。しかし、相手側は私権を主張されますし、その辺の調整が非常にむずかしいのですが、これは強力に行政指導していきたい。先ほど申し上げましたように、採取の基準とかいろいろものををつくりまして、それに基づいてやっていくようにしたいと思つてゐます。なお、今後砂利採取は非常にふえてまいります。したがつて、そういう問題が今後とも起こると思つて、先ほど申し上げたような基本原則に従つて指導していきたい、そういうことで強力に進めております。

○栗原委員 冒頭にお願ひしました新河川法によ

つて国有になる河川区域の認定の個所数並びに国有になる総面積、そして現にこの時点までに処理された個所数と面積、こういうものを資料としてあとから出していただきたいと思つてゐます。

最後にいま一点お尋ねするのですが、新河川法ができるときに、今度は河川法の施行規程ではなくて施行法ですか、施行法の第十九条に、前の施行規程の九条、十条は新河川法になつても生きておるんだ、こういう規定があるわけですか。それは私権を排除された土地に対する占有権の優先権を規定した条項です。この解釈について、前に河野さんが建設大臣のときに一議論やつたことがあります。新しい河川法では、河川区域に認定されても、今度は私権を排除しないのだ。旧河川法では、私権を排除して所有権まで奪つてしまふのだ。あまりに均衡を失つてはいないか。したがつて、占有権についての、荒地にあらざるものの解釈をどう解釈するかということで実は論争いたしました。私は、行政慣例から言つと、荒地にあらざるものというのは、行政解釈では、畑が畑でなくなつたものは荒地なんだ、こういう解釈をして今日まで行政をしてきておる。しかし、新河川法では、そういう解釈では均衡があまりにもとれない。そこで荒地とは、旧所有者がそこに価値を認めなくなつたものが荒地なんだ。所有者が価値を認める限りは荒地でない、こう解釈すべきではないか。もつとさくばらんに言えば、今回河川区域に認定されても所有権を排除しないゆえんのは、河川管理上必要な一切の制約に服すれば、その他は所有権を持しておいていいではないか、こういうことに発しておるはずなんだから、私権を排除したときにも、私権を排除したという形式上の姿はとつておるけれども、実質上は、河川管理上必要な一切の制限に服すれば、その他のものは占有権という名前でも旧所有者に与えてもいいではないか、こういう解釈のしかたをしたらどうだという議論をしたわけです。当時河野建設大臣は、原則としては、特に頭へつけ加えて、そのとおりでございます、こう答えておる

わけなんです、今日この時点で河川局長並びに大臣はどのようにお考えになるか、ひとつ明らかにしていただきたい。

○瀬戸山國務大臣 最後に栗原さんがお話しになつたような解釈でけっこうだと思つてゐます。

○古賀政府委員 大臣の御意見と同じでございます。

○栗原委員 まだなかなか尽きないことも多いのですが、本日は以上をもつて質問を終わります。ありがとうございました。

○田村委員長 この際、海岸法の一部を改正する法律案、都市開発資金の貸付けに関する法律案及び交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を一括議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。建設大臣瀬戸山三男君。

海岸法の一部を改正する法律案
海岸法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地域に係る海岸保全区域において施行するものに要する費用は、国がその三分の二を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその三分の一を負担するものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 昭和四十年以前年度の予算に係る負担金に係る経費の金額で昭和四十一年度以降に繰り越されたものに係る海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用についての国及び海岸管理者の属する地方公共団体の負担の割合については、改正後の海岸法第二十六条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

る。

理由

一定の地域における直轄の海岸保全施設に関する工事に要する費用についての国の負担率を引き上げることにより、その工事を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

都市開発資金の貸付けに関する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律

第一条 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

- 一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内にあるもの
- イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）第三条に規定する工業等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設
- ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第百四十四号）第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

二 人口の集中の著しい政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）の秩序ある発展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設で、都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条の規定により都市計画として決定されたものの区域内の土地

（利率及び償還方法）

第二条 前条の規定による貸付金の利率は、同条

第一号の土地に係る貸付金にあつては年五分五厘とし、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては年六分五厘とする。

2 前条の規定による貸付金の償還期間は、十年（同条第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む。）以内とし、その償還は、元金均等半年償還の方法によるものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第 号）の施行に関する事務を管理すること。

第四条第四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改める。

理由

大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために必要な資金を国が貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法

第一条 この法律は、交通事故が多発している道路その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全

全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行ない、もつて交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑化に資することを目的とする。

第二条 この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により建設大臣が維持を行なう道路にあつては、建設大臣）をいう。

3 この法律において「交通安全施設等整備事業」とは、前条の目的を達成するため、次条の規定により指定された道路について、この法律で定めるところに従つて行なわれる次に掲げる事業をいう。ただし、道路の改築（第二号イに規定する道路の改築を除く。）に伴つて行なわれるものを除く。

- 一 都道府県公安委員会（道路交通法（昭和十五年法律第百五号）第百十四条の規定により権限の委任を受けた方面公安委員会を含む。以下同じ。）が同法の規定に基づいて行なう信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
- 二 道路管理者が道路法の規定に基づいて行なう次に掲げる事業
 - イ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の設置に関する事業又は緊急に交通安全を確保する必要がある小区間について応急措置として行なう歩道の設置その他の道路の改築で政令で定めるものに関する事業
 - ロ 道路標識、さく、街燈その他政令で定める道路の附属物で交通安全を確保するためのもの又は区画線の設置に関する事業

（交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定）

第三条 国家公安委員会及び建設大臣は、道路における交通事故の発生状況、交通量その他の事情を考慮して総理府令・建設省令で定める基準に従い、緊急に交通安全を確保する必要があると認められる道路を、昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定するものとする。

2 国家公安委員会及び建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県公安委員会及び当該道路の道路管理者の意見をきかなければならない。

3 国家公安委員会及び建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、総理府令・建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならぬ。

（交通安全施設等整備事業三箇年計画）

第四条 国家公安委員会及び建設大臣は、協議により昭和四十一年度以降の三箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画（以下「交通安全施設等整備事業三箇年計画」という。）の案を作成しなければならぬ。

2 内閣総理大臣及び建設大臣は、前項の規定により作成された交通安全施設等整備事業三箇年計画の案について、協議の決定を求めなければならない。

3 交通安全施設等整備事業三箇年計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の実施の目標
- 二 三箇年間に於ける交通安全施設等整備事業の量

4 国家公安委員会及び建設大臣は、第二項の規定による協議の決定があつたときは、遅滞なく、交通安全施設等整備事業三箇年計画を公表しなければならない。

5 前四項の規定は、交通安全施設等整備事業三箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

（交通安全施設等整備事業の実施計画）

第五条 都道府県公安委員会及び道路管理者は、交通安全施設等整備事業三箇年計画に即して、総理府令・建設省令で定めるところにより、協

議により交通安全施設等整備事業の実施計画を作成し、それぞれ国家公安委員会又は建設大臣に提出しなければならない。これを変更する場合は、同様とする。

2 前項の実施計画は、交通事故の態様、交通及び道路の状況等を考慮して、効果的に交通事故を防止することができるように定めなければならない。

3 国家公安委員会又は建設大臣は、第一項の実施計画が交通安全施設等整備事業三箇年計画に照らして適当でないとき、それぞれ都道府県公安委員会又は道路管理者にその変更を指示することができる。場合においては、国家公安委員会及び建設大臣は、あらかじめ、相互に調整を図らなければならない。

(交通安全施設等整備事業の実施)

第六条 都道府県公安委員会又は道路管理者は、前条第一項の実施計画に従い、交通安全施設等整備事業を実施しなければならない。

(費用の負担又は補助の特例)

第七条 道路管理者が道路法第十三条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)内の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業のうち、第二条第三項第二号に掲げる事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び都道府県又は同法第七条第三項に規定する指定市が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

2 道路管理者が指定区間外の一般国道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、政令で定めるところにより、国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体が、それぞれその二分の一を負担するものとする。

3 国は、道路管理者が都道府県道及び市町村道について実施する交通安全施設等整備事業に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その二分の一をその費用を負担する地方公共団体に對して補助す

る。

4 道路法第八十八条第一項の規定により国が道路に関する費用の全額を負担する道路については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

5 第一項から第三項までに規定する費用については、道路法第五十条第一項本文及び第二項本文、第五十六条並びに第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第八条 第五条第一項に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十条第一項」を、「共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二條第一項又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第 号)第七條第一項」に改める。

理由

交通安全施設等の整備が著しく立ち遅れていることにより交通事故が多発している現状に堪がみ、緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、交通事故の防止を図るため、交通安全施設等整備事業三箇年計画の作成その他交通安全施設等整備事業の実施に關して必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○瀬戸山國務大臣 たいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案につきまして、提案

の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおりわが国は四面海に囲まれ、気候風土はもろろん社会経済全般にわたり海の影響を受けること大なるものがあり、特に最近の臨海地帯における産業経済の目ざましい発展に堪がみましても、津波、高潮、波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護する海岸保全の重要性は、きわめて大きなものがあります。そのため、昭和三十一年に海岸法が制定され、海岸の管理責任が明確になるとともに、海岸保全事業の推進がはかられてまいりましたのでありますが、なお海岸保全施設の整備の立ちおくれが目立っている状況であります。そこで、海岸保全施設に関する工事のうち、事業量、事業効果ともに著しく大きい一連の海岸にかかわるものに要する費用についての国の負担率を引き上げることにより、海岸保全事業の強力な推進をはかることとし、これに必要な法律改正として、海岸法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の要旨は、政令で定める一定の地域において主務大臣が施行する海岸保全施設に関する工事に要する費用につきまして、国の負担率を二分の一から三分の二に引き上げるものであります。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。次に、同じく議題となりました都市開発資金の貸付に關する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。最近における大都市への著しい人口の集中に伴い、市街地の再開発を推進するとともに、都市形成の骨格となるべき主要な公共施設を計画的に整備することが緊急の要請となっております。東京、大阪等の既成市街地には多数の工場が混在して公害を発生させるなど、環境悪化の原因となっており、これらの地域から他の地域へ移転しようとする工場等の敷地を地方公共団体が買い取ることで、工場等の移転を促進す

るとともに、移転あと地を将来総合的な計画に基づいて行なわれる市街地の整備改善のために利用することにより、市街地の再開発を計画的に推進することが必要であります。

また、都市計画として決定された主要な公共施設の予定地については、地方公共団体がこれを買収することによって予定地内における建築等を抑制し、将来主要な公共施設の整備の計画的な施行を確保する必要があります。

このように、大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために行なわれる事業の用に供される土地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、国が地方公共団体に對して、長期、低利の資金を貸し付けることとする必要がありま

す。以下、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一は、国は、地方公共団体に對し、首都圏の工業等制限区域または近畿圏の工場等制限区域内の工場等の敷地で、計画的に整備改善をはかる必要がある区域内にあるもの及び政令で定める大都市の秩序ある発展をはかるために整備されるべき主要な道路、公園等の公共施設で都市計画として決定されたものの区域内の土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができるものとしております。第二は、貸し付け金の利率及び償還方法について定めております。

なお、この法律により貸し付けに關する政府の経理を明確にするため、都市開発資金融通特別会計を設置することとし、今国会に都市開発資金融通特別会計法案を提出しております。以上が都市開発資金の貸付けに關する法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

次に、たいま議題となりました交通安全施設等整備事業に關する緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近の道路における交通事故の増加は著しく、昨年の交通事故による死傷者は、死者一万二千五百人、負傷者四十一万人にのぼっており、大きな社会問題となっております。

人命の尊重は何ものにも優先すべき事柄であり、国民の大きな不安のもととなっている交通事故については、早急にその防止対策を講ずる必要があります。

このような交通事故のうちには、横断歩道橋、信号機、歩道その他の交通安全施設が整備されていたならばその発生を防止できたと思われるものも相当数にのぼると考えられます。もとより、従来から都道府県公安委員会及び道路管理者におきましては、交通安全施設を整備し、道路における交通環境を改善しようとしてまいりましたのでありますが、遺憾ながら地方公共団体の財政的理由等により交通安全施設等の整備が著しく立ちおくられているのが現状であります。

このような現状にかんがみ、政府としましては、現に交通事故が多発している道路その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路につきましては交通安全の防止をはかるため、交通安全施設等整備事業三カ年計画の作成その他交通安全施設等整備事業の実施に必要事項を定め、もつてこれらの事業を飛躍的に促進する必要があると考へ、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の要旨について申し上げます。

第一に、国家公安委員会及び建設大臣は、緊急に交通安全を確保する必要があると認められる道路を、都道府県公安委員会及び道路管理者の意見を聞いて、昭和四十一年度以降三カ年間に於いて交通安全施設等整備事業を実施すべき道路として指定することとしたしました。

第二に、国家公安委員会及び建設大臣は、昭和四十一年度以降三カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたし

ました。

第三に、都道府県公安委員会及び道路管理者は、指定された道路について、協議により実施計画を作成して、この計画に従って交通安全施設等整備事業を実施しなければならないこととしたしました。

第四に、交通安全施設等整備事業に要する費用についての国の負担または補助について、特別の定めをして事業の促進をはかることとしたしました。

以上がこの法律案を提出する理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○田村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ります。

○田村委員長 建設行政の基本施策について質疑を続行いたします。稲富稜人君。

○稲富委員 時間がありませんので、私、簡略に二、三点について質問したいと思ひます。で、これもまた簡略に御答弁を願ひたいと思ひます。

まず、最初にお尋ねしたいことは、工事契約についてお尋ねしたいと思ひます。で、この法律案は、会計法二十九条によりまして、工事契約は一般競争契約、指名競争契約、随意契約の三通りに指定されていることは御承知のとおりでございます。しかもこれは原則として、一般競争契約というものがうたわれておるのでございませうが、現在実際に行なわれておるのは指名競争契約が多く取り扱われておるのでございませう。この点の事実はどうでございますか。

○瀬戸山國務大臣 お説のとおりであります。

○稲富委員 そうしますと、まず原則を離れて、指名競争契約を主にやっているということにもどうも事情があるだろうと思ひます。さらに、ほとんど現在実施されております指名競争契約、はたしてこれが指名競争契約といわれるように競争契約が行なわれているかどうか、この点は事実をどういふように解釈していらっしゃるのか、この点も承りたいと思ひます。

○瀬戸山國務大臣 これは一般競争入札というのが理想的理論であると思ひます。ただ御承知のとおり、工事の質、規模、それに応ずる工事を施行いたします業者と申しますか請負者、その規模、資格、あるいは経験、意思、それと合わせなかつたやありません。ただ御承知のように、十万近い建設業者、あるいはそれ以上かもしれません。そういう人がたれでも、どの事業でもできるという状態でございますので、おおよそこのくらの工事はこのくらの規模、いろんな技術、経験等がある人、いわゆるそれにふさわしい人を選んで、そしてある程度簡便をきめて、その工事に入札する資格があるということを一応選考いたしました。それに適当な工事をさせるということも適当である、こういうふうなことから、おおむね建設省ばかりでなく、いわゆる公共事業等の仕事をやらして、こういうことでもありまして、それ以上はさきお話しになりました各種の法規に従って入札をして落札をする、こういうことになつておるわけでありませう。

○稲富委員 それで、ただいま私お尋ねいたしましたのは、会計法二十九条によりまして、一般競争契約とすることが原則なんです。その原則にのつておるならば、この法の改正というものがあつたらば、この法の改正というものがあつたらば、組まないのか、またその法の改正の必要があると思ひます。お尋ねしたいのは、その原則にのつておられる以上は、その原則によるものが当然であつて、しかもその原則によるものが不都合であるとするならば、この法に対する改正なり何らかの方法をとるのが当然であらなければならぬと思ひます。この点は工事契約の主体をなしておる建設省のほうではどういふふうに解釈をされておられますか、承りたい。

○瀬戸山國務大臣 一般競争として、一般競争入札のいわゆる原則を廃止する法律の改正は要らないと思ひます。建設省のさき申し上げました事情はわかりになったと思ひますが、入札には物品その他いろいろな入札があるわけでございますから、必ずしもその原則を廃止する改正は必要であると思ひます。

○稲富委員 その点はどうも、法律は原則論をいっているし、原則論がある以上は、原則に乗らないで施行する、便宜上原則に乗ることが非常不便であるとするならば、その原則による会計法をそのまま置いておいて、そして原則をそのまま全然採用しないのだということには矛盾を感じられないのか。これは実際の仕事においては差しかえないとしても、法理論的に言うならば、法律的に原則がうたつてある以上は、これによらなければいけないというのが法理論的な解釈になると思ひますが、その点はどうでしょう。

○瀬戸山國務大臣 先ほど申し上げましたように建設工事等は、重ねて申し上げますが、あつて特殊なケースでありますから、いわゆる一般競争入札というものもこれは原則として不適当である。けれども入札をする場合には、私ごまかく知りませんけれどもいろんな場合がありますから、あるいは一般競争でやる場合もあるわけですが、したがって、その原則を廃止する改正は、必ずしも必要でなからう、こういうことでもあります。

○稲富委員 それではさらに、いま指名競争契約が行なわれておる、競争契約である以上は、入札によつてお互いの意思を通じないで競争入札をすることは当然であると思ひます。が、実際はこういうことが現在の段階において行なわれておると思われておるかどうか、ほんとうに競争入札が行なわれておるかどうか、この点はどういふふうに見ておられますか。

○瀬戸山國務大臣 私、内部のことを一々見ておりませぬからよくわかりませんが、いろいろ想像したり聞いたりいたしますと、やはりその仕事についてはどういふ見方もすべきであるか、どの程度のものであるかということを、お互いに指

九

名を受けた業界においてもいろいろ検討するのだと思ひます。めちやくちやにやるといふことは、仕事の結果から見ても必ずしも適当でありませぬし、いろいろ法律に書いてありますように、不正な手段を用いるとか、あるいは入札として非常に不適当であるとかいふ場合がありますれば、会計法その他によりまして嚴重な処断をいたしますが、そういうふうには不適当な結果を及ぼさないものは、いわゆる公入札で現に入札をしておるわけでありまから、その間において被指名者がいかなる研究をするかといふことは、あえて干渉すべき問題ではないといま判断いたしております。

○稲富委員 もろろんそれは、大臣が大きな腹をもつて研究することは差しつかえないだろうと思ひます。しかしながら、もしもこの入札に対して指名競争入札者が話し合いをし、入札金額等も話し合つて、順序等も決定して入札をする、こういう事実があつたとすれば、こういうものはやむを得ないことだ、そういうふうには解釈をされておるのでございませぬか、この点を承りたい。

○瀬戸山山内大臣 やむを得ないというよりも、その結果非常な不当な入札が行なわれた、あるいはよく世間でいわれておりますように、談合等の不当な行為が行なわれておる、そういうことは法律上許しませんから、そういう事態が起こりますれば、われわれとしては指名の取り消しその他の手段によつて処断をすることは当然だと思つております。

○山下委員 関連。いまの大臣のお考え、きわめて重大な問題だと私は思ふのです。ききに建設関係を含めて、選挙資金云々で官房長が辞職をされなければならぬという事態の起きたことも御承知であらうと思ふのであります。こういういわゆる公入札によらない工事関係の決定、そのようなことが、いろいろな情実を生み、あるいは業者間の談合となり、不正行為が行なわれる原因をつくるのではないかとわれわれは心配するのであります。したがひまして、法律の中に、たゞいま同僚稲富君が申されましたように、公入札で行なわ

なければならぬと規定されておるところは、そこにあるのじやないかと思ふのであります。きよなる弊害等に対して、一体大臣はいかようにお考えになつておりますか、伺いたいと思ふのであります。

○瀬戸山山内大臣 私は公入札が不適当であるといふことは考へておりませぬ。ただ、いわゆる純然たる一般公入札といふことは、必ずしも建設事業については適当でないといふのが普通である。たとへば何かの橋を築いたしむる場合に、一般にどなたでもいいからといふことでは適当でない、やはりそれに相応する技術あるいは経験、資金あるいは人的構成、いわゆるそれをやり得る可能性を持つておるといふ資格を審査してそういう人々を何人か指名をしてやる。そして公然と入札をしてもらう。これが適当であるといふ判断で、従来からやつておる。全国的な問題であります。地方公共団体も同じやり方をする、こういうことを申し上げておるわけでありませぬ。

○山下委員 きよは関連質問でありますから、またいづれ他の機会に私の質問を申し上げる機会を与えていただくことにしまして、これ以上深追いはいたしません。

○稲富委員 それで、たゞいま大臣の口からも指名競争入札における談合といふことが出たのであります。往々にして談合等が行なわれておるといふことは、内々御承知だろうと思ふのであります。少なくとも、もつと明らかな工事契約といふものが行なわれるような、こういう処置を考へておられるのであるかどうか。またそういうことをやる必要があるのではないか。こういう点から、私はこの入札に対して、たゞいま山下議員が言いましたように、一般競争契約といふことを原則論としてうたつておるといふことは、これは談合等が往々行なわれるから、そういうことを防ぐのだといふことがまず原則論としてあると思ふ。ところが実際これをやるといふことは、非常に広範であるし、事実上非常に困難な場合が多いといふところから、指名競争契約といふものを

採用しておるといふのが事実であらうと思ふ。ところがこの指名競争契約を行なう場合に談合等が行なわれる、また業者間に一つの圧力が加わる、こういう問題も往々にしてあつておるから、こういう点を除去するためには何らかの方法を、これは政府として当然考へて、最も明らかな入札行為が行なわれるように、こういうことを考へることが、当然じやないかと思ふので、この点をたゞしておくわけでございますが、これに対する大臣のお考えを承りたい。

○瀬戸山山内大臣 いまの稲富委員のおっしゃつたことは全くそつとと思つております。ただ私ども一々業者にいろいろお話をするわけじやありませんから、それはわからぬこともありませぬけれども、おっしゃることは当然だと思つております。將來とも、そういう点でよく気をつけるようにいたしたいと思ひます。

○稲富委員 それからこの機会にいま一つこの点についてお尋ねいたしておきたいと思ひます。それは、かつて戦前におきましては、議員に職を奉ずる者は、あるいは県會議員は市町村の工事はやれない、市町村會議員は市町村の工事はやれない、こういうような規定があつたけれども、いまでは察を随して、いろんな権力の座にある者が請負工事をやるとか、こういうことではばし問題を起こしておられます。こういうことに対して、何らかの一つの規制というか、方針を立てる必要があるのではないか。われわれは法改正とともに、こういう問題に対しても何か考へる必要があるのではないかと思ひますが、この点に対してはどういうふうにお考えですか。

○瀬戸山山内大臣 政府委員からお答えいたしました。そのような規定による制限はございませぬ。○稲富委員 規定がないからいろいろ弊害が生じておるのだから、何かこういうような規定を設ける必要がないかといふことを私はお尋ねしておるわけです。

○鶴海政府委員 建設省関係のほうにおきましては、そういう関係で弊害があるという事例はできておりませぬ。

○稲富委員 できていないといふことで簡単に片づける問題ではない。わからなければ事例はたくさんありますからお知らせしてもいいが、時間がありません。要するに、現に地方におきましても県會議員に職を奉ずる者が県工事をやつて、そしていろいろ指名のときに問題が起つてくるわけなんです。こういうような弊害が往々生じております。指名のときに談合のできるような人を指名に入れる。これは自分の地位を利用し権力を利用してこういうことをやる弊害があるわけでありませぬ。だから建設省も、そういう弊害がありませぬからといつて傍観してこれを放任すべき問題ではない、かように考へますが、この点はいかがか。建設省でも、たゞいま山下委員が言いましたように、全く建設省の中からもそういう問題を生じてくるのでありますから、こういうことを考へる必要があると思ひます。

○瀬戸山山内大臣 私、不敏にしてこまかい実例を承知しておりませぬが、いまお話しのようなことは必ずしもないと思ひます。でありますから、私どもは指名をいたしむる場合に公平を旨としておる、この一語に尽きるわけでありませぬ。しかしどなたが受けられるかといふことは、これは入札の結果でありますからこちらからとやかく言うべきものじやありません。ただ、いまお話しのようなことが実例としてある場合もあると思ひます。今後よくそういう点を注意いたしまして、都道府県庁に比較的事例があるのじやないかと思ひますが、これは直接でありませぬけれども、私どものほうからやはりそういう指導をいたしたい、かように考へております。

なくちやいけない。そういうことが最も必要であると思えばこそ、われわれがこういうことを言っているのだから、これに対してはよく検討してもらいたい。いま申し上げましたように、原則論で触れないからということでは指名契約等の競争が行なわれているのだから、この点の趣旨も十分勘案して、これが実施にあたっては明らかな制度、明らかな競争が行なわれるようにしなければいけない。さらにまた一つは、こういうことになりますと最近非常に地方においては大企業が進出して、そして中小業者というものが非常に押えられ、というような傾向にあるので、この点のこともあわせて、公平にやるという意味からその性格、性質等も検討して入札、指名等には考えるということも、これは一つの政治上の問題として考えるわけにはいけない問題ではないか、こう考えるわけなんですか。こういうことに対する考え方を承りたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 いまの前段のことは今後よく注意をいたすようにいたしますが、後段にお話しになりましたことは、これは従来からしばしば当委員会などでも問題として検討されております。実際問題として建設業界は御承知のように大中小、小のままで非常にありますから、しかも最近、経済の停滞等によりまして民間事業というのが少なくなつた、大企業が中小の工事に非常に、まあ手を出すといふか、入り込んでくる。こういう事態に対して中小企業——一般の中小企業もそうありますが、建設業の中における中小企業の育成強化、こういう点からも従来しばしば私も検討いたしましたし、当委員会でもいろいろ御議論になつておられるわけですが、最近とみにそれが顕著になつてきています。これに対しては対策を講じなければならぬ。ただ、さつき申し上げたように、やはり一種の競争入札をどう選定するかということにかかつてきております。単なる一般競争入札では全部、それこそとはが言い過ぎかもしれませんが、弱肉強

食の事態が起る。したがってこの程度の規模であればこの程度の業者でよろしいという判断はきつて必要である。したがって、御承知のとおりにまあ発注事業に応じてランキングをきめておりまして、最近、数カ月前であります、中央建設業審議会にもはかりまして、その区別の単価等も引き上げるようにいたしました。と同時に、これは従来からもその点について手を加えて、一定の規模以上の——いわゆるA、B、C、Dといふいろいろやっておりますが——ものはあまり下のほうには入れないような規制も行政的にいたしておりすけれども、これも法律上やっておるようなきびしいこともできませんので、なかなか弊害が多い。特に最近、御承知だと思いますが、大業者がそれぞれ地方に支店、営業所、出張所等を設けて、それがあたかも独立採算みたいに、地方の中小企業と并列のところで地方のほうに入り込む、こういう事態が非常に多くなつておりますから、この点を相当調整をいたしませんと、いわゆる地元業者、あるいは中小企業が非常に圧迫を受けておる。こういう点については、さつきも申し上げましたように事業の発注単位を相当引き上げまして、いわゆる中小以下の業者も相当な程度の仕事ができるような措置を講ずる。と同時に、相当規模の、いわゆる上の級の業者は、ある一定の規模以下のものには指名をしない、こういう方法も講じております。これは党の話であります、自民党においても特に政調部内においてこの問題を取上げられまして、このいわゆる調整をはかり、一つの基準をつくらうではないかということ、そのほどもいま御検討を願つておりますが、もちろん建設省としても検討いたしております。

特に申し上げておきますが、今後は旧二級国道をたんだん直轄で大規模な工事をしていきますから、この点で、もとは都道府県が発注しておりましたのは建設省直轄で発注するようになる。すると全部大業者が入るといふことになりまして、中小業者、地元業者、非常な圧迫を受ける。そういう点もありますから、そういうことのない

ようにということ、せっかく従来もそうしておりましたけれども、もつときびしい行政手段を講じよう、こういうことで四十一年度からは特にその手段、方法を講じたい、かように考えておるわけでありませぬ。

○稲富委員 この点につきましては、指名競争入札のいいところを生かして、十分ひとつ中小企業者、地元業者等を生かすような方法をお考えいただきたい。大臣もそのようでありませぬから、これに対する質問は終わりたいと思ひます。

次に、住宅対策について聞きたいと思ひますけれども、時間がありませんので、ただ一言だけ建築関係についてお尋ねしたいと思ひます。最近、火災等の結果から見ますと、不法建築のための犠牲者を出したということがよくあるわけでございます。かつて建築基準法というものが制定された。しかもこの建築基準法の目的は、国民の生命、健康、財産の保護をはかるということがその目的になつておるのにかかわらず、不法建築が非常に多い。それがために人の生命をなくするという事犯がたくさん起つておるのであります。政府はこの建築基準法の実行にあつてはどうか、政府はこの機会に承つておきたいと思ひます。

○瀬戸山国務大臣 こまかい点については住宅局長から御説明申し上げますが、いまお話しのとおり、建築については建築基準法、あるいはその他消防法等によつて、災害が起らないようにということに非常な注意をいたしております。注意をいたしておりますが、無届け、不法建築等、なかなかこれを全部取り締まるということは、相当広範囲でありますから手が届かない場合がかなりあるわけでありませぬ。と同時に、建築基準法に従つた建築をいたしても、その後の構造変化等によつていわゆる災害の発生、あるいは災害時に困るといふような建築構造になつておる場合もある。こういう点がありますので、こういう点に注意をして極力進めたい。ただ、都道府県等において、あるいは町村、市等において手が足らないで

その手が及ばない、こういう事態があります、最近特にそういう建築構造のために死傷者が出るという事態が起りますから、今後特に一その注意をしなければならぬ、こういうふうな考えております。あるいは建築基準法を改正すべき必要も考えておるわけでありませぬ。もう少しこまかい点については、住宅局長から御説明申し上げます。

○尚政府委員 いま大臣がお話し申し上げましたように、具体的にこれを是正する方法といたしましては、まず建築基準法に定められました建築確認申請というものを周知徹底して施行させることであると思ひます。御承知のように、無届けで建築する者はまだ必ずしも絶無になつておりませぬので、これにつきまして、いろいろな角度からこれを周知徹底することでございます。

それから建築主事を置いております特定行政庁で、たとえばパトロールの設備としての自動車とかオートバイとか、そういうものもちゃんと整備いたしまして、巡回体制を強化いたしまして、無届けで出ている建築というものを早くつかまえることを極力すべきであらうと思ひます。

それからいま一つは、確認申請をいたしまして、ちゃんと竣工検査をいたしまして、その後その建物の利用状況につきまして、いまの建築基準法ではこれを全部規制することができないことになつております。そのうち、建築構造をいじります問題につきましては、一定以上のものについては定期検査の制度があり、またあるいは届け出て模様がえをしなければならぬようになっておりますけれども、小規模のものはこの模様がえを自由に許しております。ところがそういう場合に、一つは合法的にいじつてしまふ場合と、もう一つは当然届け出なければならぬのに、黙つて壁をはずしてしまふというようなことがございませぬ。先般の川崎の事故なども、鉄筋コンクリートの壁が、申請をせずに一部取り払われていたということがあつたといふようなことがございませぬので、これらを是正するためには、必要な

らば法律改正をいたしましたして、いまよりもっと小規模な模様がえ等についても確認申請を出させるようにすること、あるいは定期検査をもっと強化するというようなことをしなければならぬと思っております。そういうような問題につきまして、建築基準法の改正ということを検討いたしたいと思っております。

なお、単に建物はいじりませんが、その利用状況が非常に危険物を持ち込んだりなんかする、その辺の取り締まりはまことにむずかしいこととございますが、これらにつきましては消防等ともよく協力いたしまして、その辺の取り締まりのほうも強化したい、そういう角度で必要な法改正を検討いたしたいというふうに考えております。

○稲富委員 よく事故が発生して、その事故の発生した結果から見ると、不法建築をやったがために注意をしておいた。その注意に成らないうちにこういうような事故が起こったということをよく聞くのです。私は、こういう点を指導というか、取り締まるのが非常に緩慢ではないかと思うのです。いま大臣がおっしゃる通りに、人手が足りないからこういうことになったのではこれは通らないので、人手が足りないならば人手をふやして、これに対する取り締まりあるいは指導を強化する必要がありますのではないかと。あるいは現在の法において不備があれば法改正をすべきであって、人命に危険を与えないような徹底的な方途をとることが最も必要ではないか、こういうふうに考えるわけなんです。こういうことに対する困としての責任ある対策をひとつ承っておきたいと思えます。

○瀬戸山國務大臣 先ほど申し上げましたように、また住宅局長から申し上げましたが、将来ともに、そういうことのないように、できるだけの努力をいたしたいと思っております。

○稲富委員 時間がありませんのでもう一点だけ。これは河川関係のことでお尋ねしたいと思うのでございます。御承知のごとく、最近水資源の利用開発というものが非常に大きな問題になって、

急速にこれが対策をやらなくちゃいけないという問題が起こってまいりますことは、これはもう当然であると思っております。ただ、そのときに問題になることは、この水資源の利用開発をやらると、従来の水に対する一つの既得権というものが、この既得権との関係をいかに調整するかというところに大きな問題があると思っております。ですが、これに対しては建設省としてどういうふうに基本的な考え方を持っておるのであるか、承っておきたい。

○瀬戸山國務大臣 先般新河川法を国会で御審議願うときも、また新河川法を制定する場合にも、その問題が大きな問題でありました。新河川法においては、従前の流水の利用はこれを認める、これが原則になっておるわけでありますが、その調整はもろろん皆さんと協議で、御理解を得てやるというところで河川法の論議が進んで制定されておる、こういうこととあります。

○稲富委員 この既得権の侵害をしないということとを基本的に考えてやらなくてはいけないということとは最も必要であると思っております。それと同時に、さらにお尋ねしたいと思えますことは、将来この水資源の利用が起りますと、現在の状態からいいますと、ほとんど一級河川を利用するということとすべてを計画する。ここに非常に無理があるのでないかと私は思うのです。各地方の例があるのでございますが、たとえば九州なら九州で見ると、筑後川の水をどう利用するかというところに全力を傾注する、ここに大きな問題がある。河川は一級河川ばかりでなくて、二級河川、中小河川もたくさんあるのでございますから、こういうような中小河川の水資源ということも、をどういうように利用できるかということも、これはやはり総合的に立案をする必要があると思っております。一つの大きな川にのみ依存するということに無理があります。それで、これは当然将来水資源というものは不足しますので、すべての河川を総合的に利用計画するということをやらなければいけない。もちろん、今回の予算には、この総合

的な中小河川の利用調査等もやるという予算も組まれておることは承知しておりますけれども、全国的な河川の利用を考えた場合に、これは、もつと大きな、予算を組んで、もつと徹底的な、しかも急速なる調査の必要があると私は思うのであります。これが、これに対してもっと真剣に取り組んでもらいたいということをこの機会に申し上げておきます。

○瀬戸山國務大臣 お話しのように、従来は大河川あるいは一級水系等を中心として調査をし、あるいは水の利用をやっておりますといいますが、御承知のとおり、日本の人口あるいは経済、これはほとんど大河川流域に集中しておる、どこでもそうであります。そういう意味で、どうしても急速に水を利用する、こういう必要に迫られて、大河川あるいは一級水系等のものに集中しております。しかし、今後の日本の経済というものは、そういうものばかりではいけません。水の利用は工業ばかりじゃなくて各地に多くなってくる、こういう観点から、いまお話しのように、水というものがどういう配置になっておるか、これをどう利用できるか、こういう点を困としては当然総合的に把握しておかなければならぬ、こういうことで、従来もそれを無視しておったわけではありませんが、いまお説のとおり、こういう点をできるだけ早く調査をし、水の状況を把握して、総合的に利用計画を立て、またこれを開発すべきである。また一河川だけではなかなかまかなえないところがたくさんあります。特に北九州あたりはそういう事情があるのでありますから、総合的にやるべきである。そういう意味で、額からいうと少ないかもしれませんが、従来にはなかった、そういう広域的な水の調査をする予算もできたわけでありまして、これは非常に膨大な仕事でありますので一挙にはできませんが、将来これはもつと、いまお話しのように力を入れなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。

○稲富委員 私、まだお尋ねしたいことがたくさんありますけれども、またいずれ機会があると思えますので、本日はこの程度にしておきます。

○田村委員長 参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

建設行政の基本施策に関する件について次会の委員会において、日本道路公団総裁上村健太郎君を参考人として招致し、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なし)と呼ぶ者あり

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十七分散会